

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                |
|-------|-------------------------------------|
| 32    | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務<br>基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市

## 公表日

令和4年5月20日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務      |   |
|---------------------------|---|
| ①事務の名称                    | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務  |
| ②事務の概要                    | 令和3年11月19日に決定された国の経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、高校生相当年齢までの子どもがいる世帯のうち、児童手当(本則給付)を受給する世帯等に対し、対象児童1人当たり10万円相当の給付を行うとされたことから、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務を行う。<br><br>特定個人情報ファイルは、本給付への申請者の支給要件の該当性の判断に使用する。 |
| ③システムの名称                  | 総合福祉システム、宛名管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名            |   |
| 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                |   |
| 法令上の根拠                    | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第1の101の項<br><br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号)第74条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |   |
| ①実施の有無                    | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                   | 番号法第19条8号および別表第2の121の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署         |   |
| ①部署                       | こども部こども総務課  |
| ②所属長の役職名                  | こども総務課長   |
| 6. 他の評価実施機関               |   |
|                           |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求    |   |
| 請求先                       | 大和市下鶴間1-1-1 総務部総務課 046(260)5334   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  |   |
| 連絡先                       | 大和市鶴間1-31-7 こども部こども総務課 046(260)5608   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年4月28日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年4月28日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

